

## 国税庁が関連者間取引に係る書類の整理保存に係る事務運営指針を公表

### 令和8年度税制改正で創設

本制度は、令和8年度税制改正により、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、「関連者（グループ会社や親族の別会社など）」への対象となる特定の支払取引は、対価の算定根拠等を示す「特定事項記載書類」の保存を義務付けられました。このため、3月決算の会社におかれましては、現行の取引について税務調査時の対応のために準備をする必要があります。

今回の税制改正を受けて、国税庁では税務調査時における対応等の「事務運営指針」を公表し、本年7月から実施される税務調査においてもこの指針に則って処理されることになり、「特定事項記載書類」も税務調査の対象になりました。

### 対象となる「関連者」とは

法人税法施行規則 59 の 2 条により、「関連者」は内国法人・外国法人か否かを問わず、法人で、内国法人との間に持株関係や実質的支配関係、それらが連鎖する関係の特殊の関係のあるもの等が該当します。具体的には、50%以上の株式を直接・間接に保有される場合の法人間は「関連者」に該当します。

### 対象となる「特定取引」とは

対象となる「特定取引」とは、「関連者」から会社へ提供される以下の役務等取引で、商品の仕入れは対象外となります。販売費に関する以下の取引が「特定取引」に該当します。

- ① 工業所有権等の取引、特許権、著作権、プログラムなどの貸付け・譲渡
- ② 役務の提供（サービス）、経営の管理・指導（コンサル料）、研究開発費、広告宣伝など

### 実務上の問題点・青色取消の可能性

上記の「特定取引」のなかで実務上多く見られる取引は、前述②の役務の提供（サービス）だと思われます。これらの取引に係る契約書には、例えば業務委託料として〇〇円、というように金額や抽象的な内容しか記載されておらず、具体的な取引内容の記載が無いものが多いと思われます。

この場合、その役務提供対価の額の内容がわかる詳細な明細、算定の方法及び具体的な事業活動の内容が記載されていない場合、これら記載の不足する事項については「特定事項」と定義され、会社はこの特定事項を明らかにする書類（「特定事項記載書類」といいます）を取得し、又は作成するとともに、その「特定事項記載書類」の整理及び保存をする必要が生じることになります。事務運営指針によりますと、特定事項記載書類の保存がないことをもって直ちに青色申告の承認

が取り消される運用はなされない方向のようですが、法令上、特定事項記載書類の保存がないことは青色申告の承認の取消事由に該当するため注意する必要があります。

## 事務運営指針の内容について

### 1 損金算入との関係について

『特定事項記載書類の保存は、その基となった関連者間の取引に係る費用の損金算入の要件とされるものではないので、そのことのみをもって、関連者間取引に係る費用の損金算入が直ちに認められないものではないが、課税関係の判断に当たっては、関連者間取引の内容及び事実関係について帳簿書類その他の資料から実態の把握に努めるもの』として、その結果に基づき実態に即した判断を行うとしています。

### 2 記載内容の程度について

『通常認められる範囲を超える詳細な資料の一律の保存等を求めるものではないが、必要記載事項は、関連者間取引の内容を第三者の立場からみて客観的に把握することができる程度の記載が求められる』としています。

### 3 特定事項の内容に関する具体的な取扱い

『例えば、役務の提供に係る取引については、役務の具体的な内容及びその提供の態様並びにこれらに係る対価の額又は役務の提供に係る費用の額及びその計算方法等について把握することができる』としています。

### 4 実地調査時における対応について

『保存等がない又は不十分な場合の対応として、調査担当者は、次に掲げる事項を調査対象者に明示した上で、合理的な期間を定め、特定事項記載書類の取得又は作成及びその提示を求めるものとし、次の事項を求める』としています。

- 1) 取引区分・・・その取引が関連者間取引に該当する理由など
- 2) 記載事項・・・当該関連者間取引に係る特定事項の内容
- 3) 不足の程度・・・その不十分と認められる内容及び当該内容の税務調査上の必要性

## GTM は特定事項記載事項への対応サポートを行います

GTM 税理士法人では、長年にわたり国税局調査部等で調査事務を経験した経験豊富な国税 OB が活動しております。税務調査時における対応や交渉などについても経験が豊富であり、今回の税制改正を受けての対応サポート及びアドバイスもさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

税務調査における対応でお悩みがございましたら GTM 税理士法人の下記担当までご連絡ください。

税理士 丸山 聖司、竹内 之真 電話：03-3242-0301

携帯：080-1542-6021、080-1310-4507